

別紙

諮問第938号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき審査請求人が行った、「〇〇児童相談所が保有する〇〇に関する個人情報」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年11月9日付けで行った存否応答拒否を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、保有個人情報の存否を応答するだけで、条例16条6号に規定する非開示情報を開示することとなるものであるため、条例17条の3の規定に基づき、存否を明らかにしないで、同請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年1月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年10月14日に実施機関から理由説明書を、同年11月15日に審査請求人から意見書を収受し、同年10月17日（第226回第二部会）から同年11月21日（第227回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施

機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求について

本件開示請求は、〇〇児童相談所が保有する〇〇（生年月日：令和〇年〇月〇日）に関する個人情報を求めるものである。

イ 実施機関における事務事業について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、東京都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人の主張によると、本件非開示決定において、子供の福祉、権利の擁護を目的とする児童相談所が、調査も検証もしていない事実を根拠に、児童と片親の断絶を助長して、その行為が「適正な業務遂行」と主張し、第三者の目から適正な業務遂行かを検証させないために「業務に支障を及ぼすおそれ」として開示請求を拒否する。これらは公共性を求められる自治体の行為として到底看過できるものではない。また、本件事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることについて、法的保護に値する蓋然性は認められない。したがって、条例16条6号に定める非開示理由に該当するとした本件非開示決定を容認することはできないとのことである。

実施機関の説明によると、本件開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにした場合、本人と児童相談所との関わりの有無や、児童相談所の方針が明らかになり、相談援助業務に支障が生じるおそれがあり、条例16条6号に該当する非

開示情報を開示することになるとのことである。

審査会が見分したところ、実施機関の弁明書及び理由説明書における説明に特段不自然、不合理な点がなく、本件請求個人情報の存否を明らかにすることは、条例16条6号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例17条の3の規定に基づいて本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子